

参考資料

< 目次 >

参考資料 1

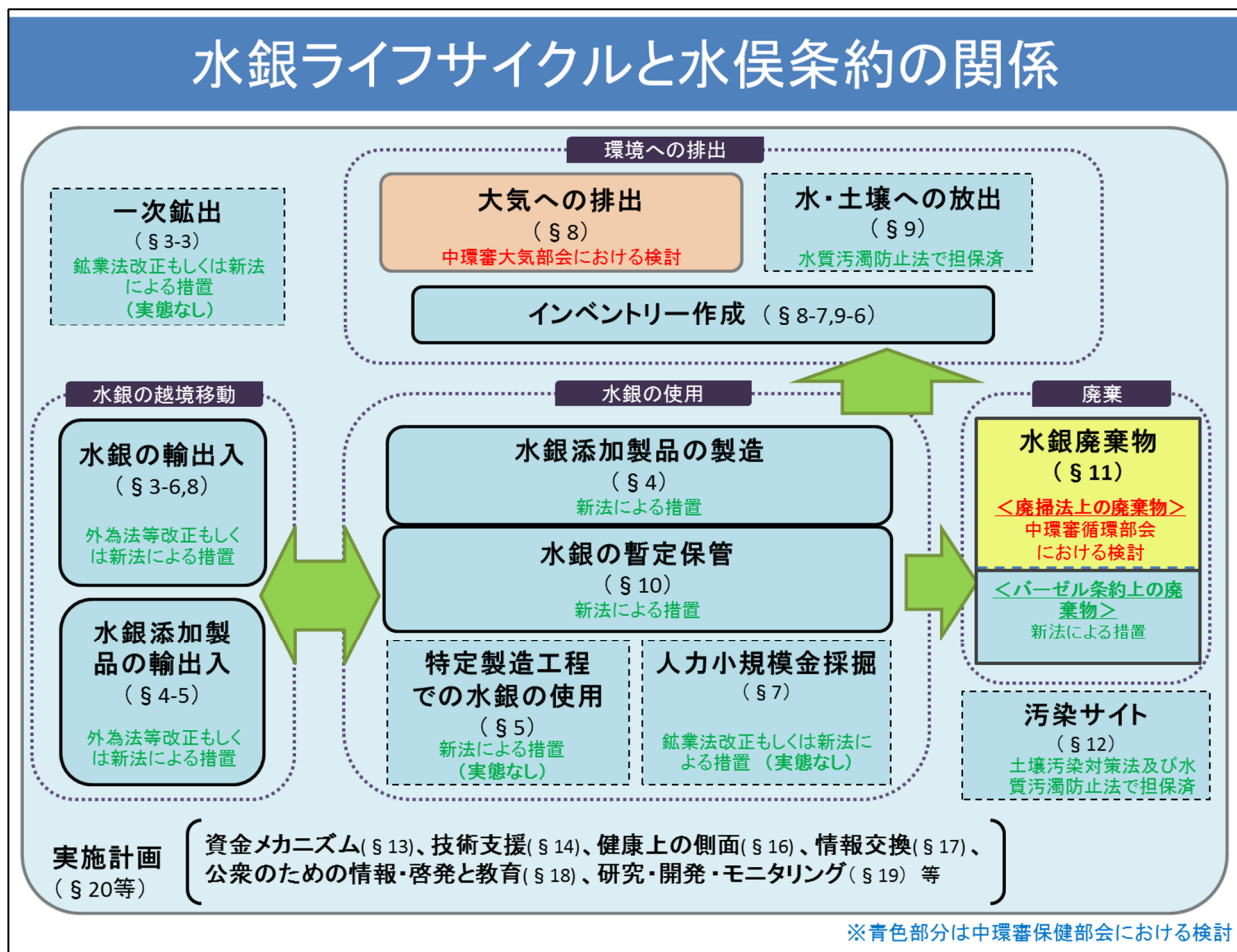
0 . 水俣条約をとりまく現状.....	1
0 . 1 本合同部会の審議対象：水銀ライフサイクルと水俣条約の関係.....	1
0 . 2 水銀に関する水俣条約の主な内容と我が国における水銀対策等の現状	1
0 . 3 水俣条約の署名・批准状況.....	3
1 . 基礎的な情報・背景情報.....	5
1 . 1 水銀及び水銀化合物の定義.....	5
1 . 2 世界の水銀の排出（放出）源.....	6
1 . 3 水銀の人体曝露に寄与する媒体中の水銀濃度	7
1 . 3 . 1 魚介類中に含まれる水銀量.....	7
1 . 3 . 2 水銀の人の健康への影響と動物に蓄積された水銀濃度の経年変化.....	8
1 . 3 . 3 国内外の水銀による健康被害の事例	11
1 . 3 . 4 水銀摂取量の目安の設定等のリスク管理の取組	13
1 . 3 . 4 . 1 水銀による健康被害に対する WHO の勧告（推奨）.....	13
1 . 3 . 4 . 2 日本の取組.....	13
1 . 4 UNEP における水銀の評価.....	16
1 . 4 . 1 世界水銀アセスメント 2013 の概要	16
1 . 4 . 2 「MERCURY TIME TO ACT!」における評価.....	23
2 . 水銀の供給及び貿易< 条約第 3 条関連 >	25
2 . 1 水銀の一次採掘.....	25
2 . 2 水銀等の輸出入.....	25
2 . 2 . 1 水銀等の輸出に関する欧米諸国の状況	25
2 . 2 . 1 . 1 規制対象.....	25
2 . 2 . 1 . 2 水銀輸出規制の効果.....	29
2 . 2 . 2 日本からの水銀等の輸出状況.....	33
2 . 2 . 2 . 1 水銀の輸出状況.....	33

2.2.2.2	水銀化合物の輸出状況	43
2.2.2.3	水銀鉱等の輸出状況	45
2.2.3	水俣条約における水銀の貿易規制	45
2.2.4	水銀の輸出に関する我が国の手続き	46
2.2.4.1	外国為替及び外国貿易法の規定	46
2.2.4.2	ロッテルダム条約に基づく水銀及び水銀化合物の輸出手続き	46
2.2.5	日本の水銀等の輸入状況	47
2.2.5.1	水銀の輸入状況	47
2.2.5.2	水銀化合物の輸入状況	47
2.2.5.3	毒物及び劇物取締法に基づく輸入手続き	49
3	水銀添加製品<条約第4条関連>	50
3.1	我が国における水銀添加製品の製造・輸出入状況	50
3.1.1	水銀添加製品の製造状況	50
3.1.2	水銀添加製品の輸出入状況	51
3.2	水銀添加製品に関する規制の状況	52
3.3	諸外国における水銀添加製品の規制状況	53
3.3.1	米国における水銀添加製品の規制状況	53
3.3.2	EUにおける水銀添加製品の規制状況	56
3.4	水銀添加製品の水銀フリー製品への代替状況・今後の見通し	59
3.5	我が国における水銀添加製品の回収の現状及び課題	61
3.5.1	廃製品の回収スキームに関する国内外の事例のレビュー、課題の整理	62
3.5.1.1	回収スキームの国内外の事例	62
3.5.1.2	今後の課題	72
3.6	水銀添加製品の表示	73
3.6.1	水銀添加製品の表示の必要性	73
3.6.2	水銀添加製品の表示に関する国内の取組	74
3.6.3	水銀添加製品の表示に関する諸外国の取組	76
3.6.3.1	EU	76
3.7	水銀添加製品の組み込みに関する規制の状況	78
3.7.1	諸外国における水銀添加製品の組込規制の状況	78

3.7.1.1	EU	78
3.7.1.2	中国	80
3.7.2	我が国におけるにおける水銀添加製品の組込規制の状況	81
3.7.3	我が国における輸入時における有害物質を含有する製品の規制の例	81
3.8	水銀添加製品のリスト	83
3.8.1	リストの必要性	83
3.8.2	水銀添加製品のリスト（暫定版）	83
4	水銀使用製造工程＜条約第5条関連＞	87
4.1	水質汚濁防止法の規定	87
4.2	水銀等を使用する製造工程の日本での適用状況	87
4.2.1	我が国で適用されている技術	87
4.2.2	水銀等を使用する製造工程に関する調査結果	88
5	零細・小規模金採掘（ASGM）＜条約第7条関連＞	89
6	水銀の環境上適正な暫定的保管＜条約第10条関連＞	90
6.1	水銀等の保管状況	90
6.1.1	保管者及び保管量	90
6.1.2	保管状況	92
6.1.3	水銀価格の変動状況	92
6.2	水銀の保管・運搬に関する国内外の基準等	94
6.2.1	既存の基準等	94
7	水銀廃棄物＜条約第11条関連＞	96
7.1	国内法の廃棄物の定義と水俣条約における廃棄物の定義	96
7.2	廃棄物の暫定保管・運搬基準	97
参考資料2：水銀の運搬及び保管に関する国内外の規定		98
参考資料3：水銀化合物の運搬及び保管に関する国内外の規定		103
参考資料4：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（案）		105

0 . 水俣条約をとりまく現状

0 . 1 本合同部会の審議対象：水銀ライフサイクルと水俣条約の関係



0 . 2 水銀に関する水俣条約の主な内容と我が国における水銀対策等の現状

条	主な規定内容	我が国における水銀対策等の現状
水銀の供給源及び貿易(第3条)	<ul style="list-style-type: none"> 新規の水銀の一次採掘の禁止 既存の水銀鉱山の期限付禁止及び採掘される水銀の用途の限定と適正な処分 一定量を超える水銀等の在庫及び供給源を特定するよう努める クロルアルカリ製造施設の廃棄から生ずる余剰水銀の環境上適正な処分 	<ul style="list-style-type: none"> 水銀の一次採掘は、現在行われていないが、一次採掘を禁止する国内法令はない。 水銀を用いるクロルアルカリ製造施設の稼働実態はない
	<ul style="list-style-type: none"> 書面による輸入国の同意があり、条約上許可された用途等の目的である場合を除き、水銀の輸出を禁止 許可されない供給源からの水銀でないことの証明書が提出された場合を除き、非締約国からの水銀の輸入を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 水銀の輸出は年間 70 トン程度(2010年) ロッテルダム条約に基づき駆除剤としての水銀及び水銀化合物の輸出は、外為法及び輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣による承認の対

条	主な規定内容	我が国における水銀対策等の現状
		<p>象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀の輸入はごくわずか（2013年度の輸入量は実績なし）
水銀添加製品（第4条）	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀添加製品（歯科用アマルガム）に対する措置の実施 ・水銀添加製品の組立製品への組み込み防止措置の実施 ・水銀添加製品の新製品の製造及び商業的流通の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀フリー製品への転換及び水銀添加製品中の水銀含有量の低減に関する規制及び産業界の取組が進められているが、附属書Aの水銀添加製品の製造を禁止する国内法令はない（一部例外を除く） ・日本歯科医師会は2013年9月「歯科用アマルガムの廃絶に向けて取り組む」旨を表明
水銀等を使用する製造工程（第5条）	<ul style="list-style-type: none"> ・クロルアルカリ及びアセトアルデヒドの製造工程における水銀等使用禁止 ・塩ビモノマー等の製造工程における水銀等使用の制限措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる製造工程での水銀使用は現在では確認されていない。 ・公共用水域等への水銀の放出防止の観点から水質汚濁防止法に基づく規制があるが、当該製造工程における水銀等使用を制限する国内法令はない
ASGM（第7条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ASGMを実施している国において、その削減（可能なら廃止）等のための措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内における水銀アマルガム法によるASGMは存在しない削減等を担保する国内法令はない。
大気への排出（第8条）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の関係する排出源へのBAT/BEPの適用 ・既存の発生源に対する措置の実施 ・排出に関する目録の作成・維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく「有害大気汚染物質」に該当する可能性がある物質に水銀を指定し、事業者に排出状況の把握と排出抑制を求めているが、新規、既存排出源ともに条約の求める措置を担保するための措置としては不十分である ・環境省が水銀の排出インベントリを作成・公表
土壌・水への放出（第9条）	<ul style="list-style-type: none"> ・重大かつ人為的な発生源の分類の特定 ・関係する放出源からの放出管理の措置の実施 ・放出に関する目録の作成・維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、水域及び土壌への重大な水銀の放出は確認されていない ・水質汚濁防止法上の特定施設の指定及び排水基準の設定等の規制がある ・環境省作成「水銀に関するマテリアルフロー」の中で、土壌・水への水銀放出量を推計
水銀の環境上適正な暫定的	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物以外の水銀及び水銀化合物の環境上適正な暫定的保管の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀の取扱いや保管に関する、毒劇法、水質汚濁防止法（貯蔵施設規制）等による規制はあるが、条約の求め

条	主な規定内容	我が国における水銀対策等の現状
保管(第10条)		る措置を担保する国内法令はない
水銀廃棄物(第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約に基づいて策定された指針を考慮し、また締約国会議が採択する追加の附属書の要件に従い、環境上適正な水銀廃棄物の管理を実施 ・水銀廃棄物の回収、再生利用、回収利用、直接再利用を、許可用途又は環境上適正な処分目的に限定 ・バーゼル条約に適合する環境上適正な処分目的以外の越境輸送の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法による廃棄物管理がなされている ・特定有害廃棄物等輸出入等規制法によりバーゼル条約に対応 ・国内法(廃棄物処理法)上の廃棄物と条約上の廃棄物の定義が異なる可能性があり、今後追加的な論点が生じる可能性がある
汚染された場所(第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀等により汚染された場所を特定し、評価するための適当な戦略の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に基づく汚染された場所の特定、評価のしくみがある
実施計画(第20条)	<ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、条約の義務を履行するための実施計画を作成し、実施することができる。実施計画を策定した場合は、速やかに条約事務局に提出する。また、COPによる手引等を参照して、実施計画を再検討し、更新することができる。 	-

0.3 水俣条約の署名・批准状況

水俣条約の批准・署名状況は表1のとおりである。平成26年10月9日現在、署名国122、批准国6(アメリカ、ジブチ、ウルグアイ、ガボン、ガイアナ、モナコ)となっている¹(署名は10月9日まで国連本部にて開放されている。)

表1. 水俣条約の批准国及び批准日

Djibouti 23/09/2014
Gabon 24/09/2014 (Acceptance)
Guyana 24/09/2014
Monaco 24/09/2014
United States of America 06/11/2013 (Acceptance)
Uruguay 24/09/2014

¹ UNEP ウェブサイト：<http://www.mercuryconvention.org/Countries/tabid/3428/Default.aspx>

表 2 . 水俣条約の署名国及び署名状況

Angola 11/10/2013	Greece 10/10/2013	Nigeria 10/10/2013
Argentina 10/10/2013	Guatemala 10/10/2013	Norway 10/10/2013
Armenia 10/10/2013	Guinea 25/11/2013	Pakistan 10/10/2013
Australia 10/10/2013	Guinea-Bissau 24/09/2014	Panama 10/10/2013
Austria 10/10/2013	Guyana 10/10/2013	Paraguay 10/02/2014
Bangladesh 10/10/2013	Honduras 24/09/2014	Peru 10/10/2013
Belarus 23/9/2014	Hungary 10/10/2013	Philippines 10/10/2013
Belgium 10/10/2013	India 30/09/2014	Poland 24/09/2014
Benin 10/10/2013	Indonesia 10/10/2013	Romania 10/10/2013
Bolivia (Plurinational State of) 10/10/2013	Iran (Islamic Republic of) 10/10/2013	Russian Federation 24/09/2014
Brazil 10/10/2013	Iraq 10/10/2013	Samoa 10/10/2013
Bulgaria 10/10/2013	Ireland 10/10/2013	Senegal 11/10/2013
Burkina Faso 10/10/2013	Israel 10/10/2013	Seychelles 27/05/2014
Burundi 14/02/2014	Italy 10/10/2013	Sierra Leone 12/08/2014
Cambodia 10/10/2013	Jamaica 10/10/2013	Singapore 10/10/2013
Cameroon 24/09/2014	Japan 10/10/2013	Slovakia 10/10/2013
Canada 10/10/2013	Jordan 10/10/2013	Slovenia 10/10/2013
Central African Republic 10/10/2013	Kenya 10/10/2013	South Africa 10/10/2013
Chad 25/09/2014	Korea, Republic of 24/09/2014	Spain 10/10/2013
Chile 10/10/2013	Kuwait 10/10/2013	Sudan 24/09/2014
China 10/10/2013	Latvia 24/09/2014	Sweden 10/10/2013
Colombia 10/10/2013	Liberia 24/09/2014	Switzerland 10/10/2013
Comoros 10/10/2013	Libya 10/10/2013	Syrian Arab Republic 24/09/2014
Costa Rica 10/10/2013	Lithuania 10/10/2013	Tanzania, United Republic of 10/10/2013
Côte d'Ivoire 10/10/2013	Luxembourg 10/10/2013	The former Yugoslav Republic of Macedonia 25/07/2014
Croatia 24/09/2014	Madagascar 10/10/2013	Togo 10/10/2013
Cyprus 24/09/2014	Malawi 10/10/2013	Tunisia 10/10/2013
Czech Republic 10/10/2013	Malaysia 24/09/2014	Turkey 24/09/2014
Denmark 10/10/2013	Mali 10/10/2013	Uganda 10/10/2013
Djibouti 10/10/2013	Mauritania 11/10/2013	United Arab Emirates 10/10/2013
Dominican Republic 10/10/2013	Mauritius 10/10/2013	United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland 10/10/2013
Ecuador 10/10/2013	Mexico 10/10/2013	United States of America 06/11/2013
Ethiopia 10/10/2013	Moldova, Republic of 10/10/2013	Uruguay 10/10/2013
European Union 10/10/2013	Monaco 24/09/2014	Venezuela (Bolivarian Republic of) 10/10/2013
Finland 10/10/2013	Mongolia 10/10/2013	Viet Nam 11/10/2013
France 10/10/2013	Montenegro 24/09/2014	Yemen 21/03/2014
Gabon 30/06/2014	Morocco 06/06/2014	Zambia 10/10/2013
Gambia 10/10/2013	Mozambique 10/10/2013	Zimbabwe 11/10/2013
Georgia 10/10/2013	Nepal 10/10/2013	
Germany 10/10/2013	Netherlands 10/10/2013	
Ghana 24/09/2014	New Zealand 10/10/2013	
	Nicaragua 10/10/2013	
	Niger 10/10/2013	

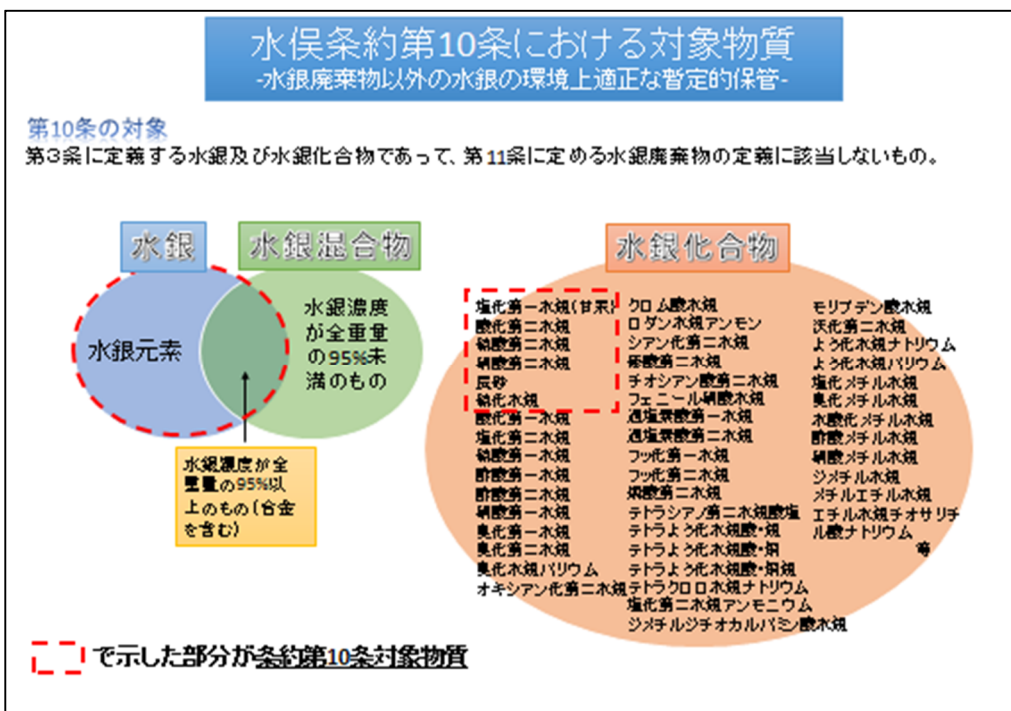
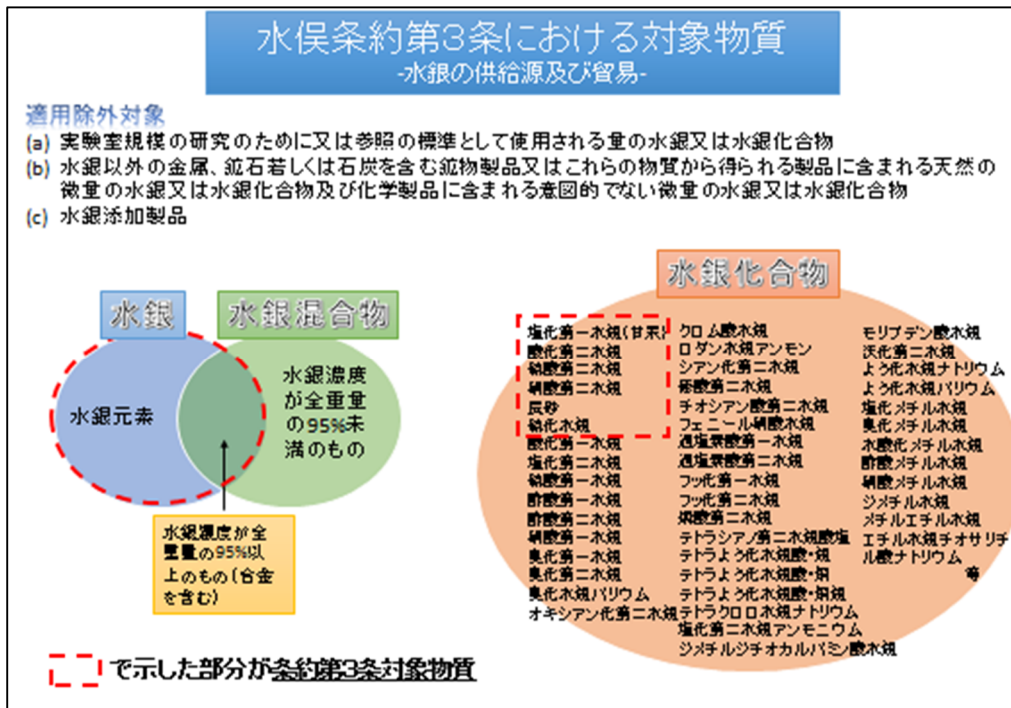
1. 基礎的な情報・背景情報

1.1 水銀及び水銀化合物の定義

水俣条約では、第2条に水銀及び水銀化合物の定義が以下のように示されているが、第3条と第10条においては対象となる水銀及び水銀化合物が異なっている。

水銀：水銀元素 (Hg(0)、ケミカル・アブストラクツ・サービス (CAS)番号 7439-97-6)

水銀化合物：水銀の原子及び一又は二以上の他の元素の原子からなる物質であり、化学反応によってのみ分離することができるもの



水俣条約第11条における対象物質

-水銀廃棄物-

第11条の「水銀廃棄物」の定義

- (a) 水銀又は水銀化合物から成る物質又は物体
- (b) 水銀又は水銀化合物を含む物質又は物体
- (c) 水銀又は水銀化合物に汚染された物質又は物体

規定対象外

締約国会議が定める基準値を超える水銀又は水銀化合物を含まない限り、採掘された表土、捨石及び尾鉱(水銀の一次採掘によるものを除く。)を除く。



条約 11 条に基づく水銀廃棄物については、「締約国会議がバーゼル条約の関連機関との協力の下に調和のとれた方法で定める適切な基準値を超える量の物質又は物体」であって「処分され、処分が意図され、又は国内法若しくはこの条約の規定により処分が義務付けられているもの」と定義されている。含有濃度等は、条約発効後に開催される締約国会議において定められるため、現時点では未定である。

1.2 世界の水銀の排出（放出）源

水銀及びその化合物は、(1) 火山活動、岩石の風化、水の流れや生物学的作用等の自然現象、(2) 化石燃料（特に石炭）の燃焼、火力発電、金及び水銀工業、セメント・塩化物・苛性ソーダ・鏡・医薬品製造業、歯科医業や廃棄物・死骸の焼却等の人間の活動、また(3) 土壌、沈殿物、水中及び埋め立てられた廃棄物に蓄積されたものからの再放出等によって排出される²。

現在の人為的排出源は大気への水銀の年間排出量(5,500～8,900 トン)の約 30%を占める。その他 10%は地質活動による自然起源、残り(60%)は、一度放出され土壌の表面や海洋に何十年、何世紀にも渡って蓄積した水銀の再放出によるものである。この再放出された水銀の最初の排出源を確実に特定することはできないが、約 200 年前の産業革命以降、人為的排出が自然由来よりも大きいという事実は、再放出の大部分が元々人為的排出に起因することを意味している。そのため、現在の人為的排出源を削減することは、環境中を循環する水銀量を削減するために極めて重要である³。

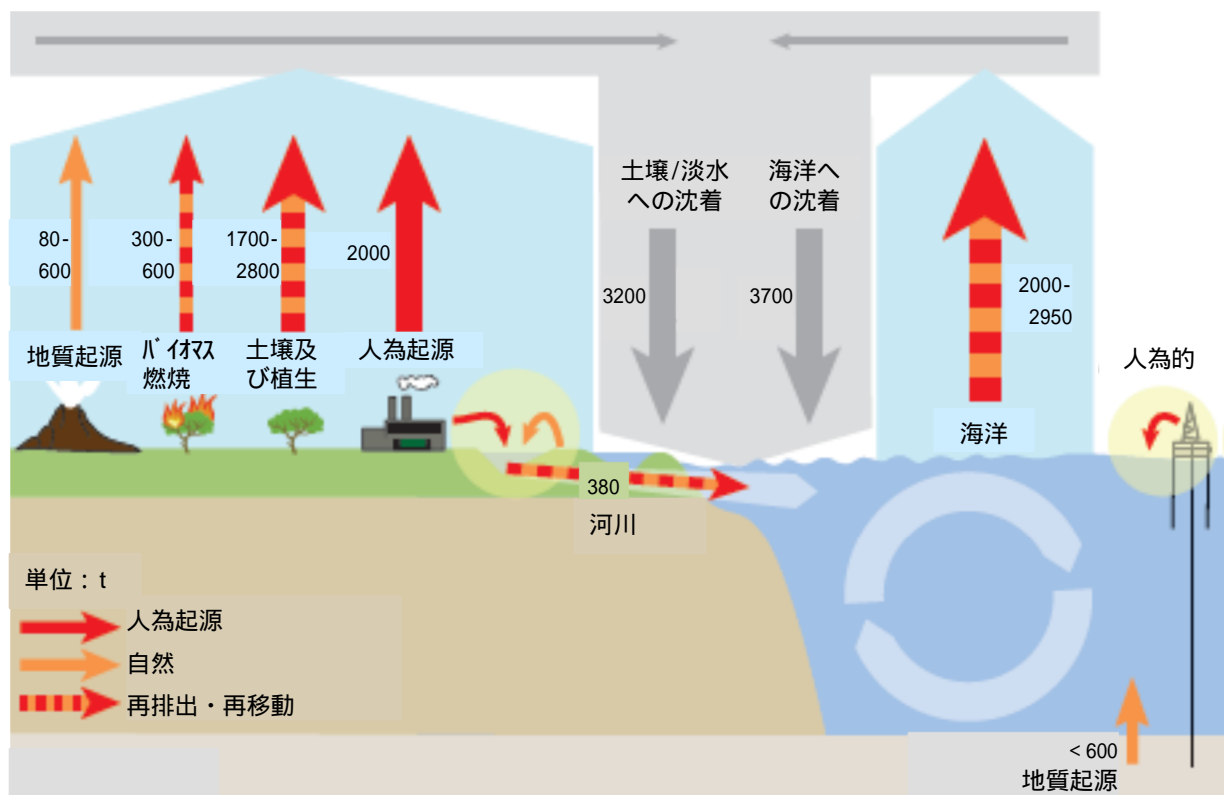
² UNEP. (2013) Global Mercury Assessment, UNEP. (2013) Mercury Time to Act.

³ UNEP. (2013) Global Mercury Assessment 2013.

地球規模の水銀循環

水銀は、自然的発生源及び過程から、また人為的活動の結果として環境へ放出される。ひとたび水銀が環境に入りこむと、深海又は湖の堆積物としての埋没、安定的な鉱物化合物としての封じ込めによる環境システムからの最終的な除去まで、水銀は大気、土壌及び水域の間を循環する。水銀の中で最も毒性が高く生物蓄積性が高い形態であり、人間及び野生生物に最も高い健康リスクを示すメチル水銀は、自然の微生物によるプロセスによって水環境中で主に形成される。

モデルに基づく地球規模の水銀収支が示すのは、地球規模の水銀循環における主要な環境区分及び経路、並びに、自然的及び人為的に大気、土壌及び水域へ放出された水銀がこれらの区分間を移動する経路である。大気への排出は、自然由来及び人為的发生源、並びにすでに大気から土壌、水面及び植物に蓄積されていた水銀の再放出に起因する。



出典：UNEP. (2013) Global Mercury Assessment 2013.

1.3 水銀の人体曝露に寄与する媒体中の水銀濃度

1.3.1 魚介類中に含まれる水銀量

魚介類中に含まれる水銀量については、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会（平成22年5月18日開催）において、国内外において実施された検査結果が取りまとめられている⁴。

⁴ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会（平成22年5月18日開催）資料2-4
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/s0518-8.html>

(1) 国内における調査結果

国内で実施された調査⁵に基づき、魚介類（453 種類、検体数 16,437）に含まれる総水銀及びメチル水銀の平均値が算出されている。

表 3 . 国内における魚介類中の水銀濃度の調査結果

分類	総水銀		メチル水銀	
	濃度 ($\mu\text{g/g}$)	検体数	濃度 ($\mu\text{g/g}$)	検体数
魚類	0.136	12,716	0.251	2,228
クジラ	0.314	1,008	0.504	106
貝類	0.015	1,517	0.097	60
水産動物*	0.035	1,094	0.087	31
加工品**	0.232	102	0.110	33

*水産動物はイカ、タコ等の軟体動物、カニ、エビ等の甲殻類等を含む。

**加工品はウナギ（蒲焼、肝焼、白焼）、すじこ、マグロ油漬フレーク、ホキ、メルルーサを含む。

出典：薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会（平成 22 年 5 月 18 日開催）資料 2-4

(2) 諸外国における調査結果

諸外国で実施された調査⁶に基づき、魚介類（165 種類、検体数 21,724）に含まれる総水銀の平均値が算出されている。なお、メチル水銀のデータについてはいずれの調査結果でも公表されておらず、把握されていない。

表 4 . 諸外国における魚介類中の水銀濃度の調査結果

分類	総水銀	
	濃度 ($\mu\text{g/g}$)	検体数
魚類	0.169	13,239
貝類	0.034	3,755
水産動物	0.101	2,559
加工品*	0.107	1,215

*加工品はイワシ、サケ、ニシン、その他魚類の燻製、缶詰、オイル漬け等を含む。

出典：薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会（平成 22 年 5 月 18 日開催）資料 2-4

1 . 3 . 2 水銀の人の健康への影響と動物に蓄積された水銀濃度の経年変化

金属水銀及び無機水銀の毒性は有機水銀化合物より低いものの、生体内に取り込まれるとメチルコバラミンによってメチル水銀となり⁷、脂溶性の有機水銀へと変換されるため、環境

⁵ 厚生労働科学研究（生活安全総合研究事業）平成 14 年度、平成 15 年度、厚生労働科学研究（厚生労働科学特別研究）平成 15 年度、平成 13～20 年度の地方自治体データ（東京都は平成 12～20 年度） 国立水俣病総合研究センター調査結果、水産庁における実態調査結果（平成 16 年 8 月公表）、鯨由来食品の PCB・水銀の汚染実態調査結果（厚生科学研究（厚生科学特別研究））平成 13 年度

⁶ 米国 FDA（Food and Drug Administration）及び EPA（Environmental Protection Agency）による調査結果（平成 16 年 3 月公表） 英国 FSA（Food Standard Agency）による調査結果（平成 14 年 5 月公表）、EU EFSA（European Food Safety Authority）による調査結果（平成 16 年 3 月公表）

⁷ Schneider Zenon. (1987) Comprehensive B12 Chemistry, Biochemistry, Nutrition, Ecology, Medicine
<http://www.degruyter.com/view/product/171442>

中から食物連鎖に取り込まれた後、生物濃縮によってマグロ等の体内に高濃度に蓄積される。食物連鎖の上方へ向かうにしたがって水銀の濃縮が起きるため、マグロ、メカジキ、バンドウイルカ、クジラ等の大型の魚類、海洋性ほ乳類を多量に摂取すると、慢性的な水銀中毒が起こる（表 5）。

表 5 . 水銀及び主な有機水銀の特性

物質名（化学式）	危険有害性情報
金属水銀 Hg	急性毒性： ・吸入すると生命に危険 ・強い眼刺激 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 慢性毒性： ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・臓器障害（呼吸器系，心血管系，腎臓，肝臓，中枢神経系） ・長期にわたる又は反復ばく露による臓器障害（神経系，心血管系，血液，肝臓，歯肉） ・長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性
モノメチル水銀 CH ₃ HgX X: Cl, Br, OH, NO ₃ , 酢酸等	急性毒性： ・飲み込むと有毒 ・皮膚に接触すると有毒 ・軽度の皮膚刺激 ・アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ 慢性毒性： ・遺伝性疾患のおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・腎臓の障害 ・長期又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害
ジメチル水銀 C ₂ H ₆ Hg	危険物： ・引火性の高い液体及び蒸気 慢性毒性： ・発がんのおそれの疑い ・中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による神経系の障害
エチル水銀 C ₂ H ₅ HgX X: Cl, 脂肪酸ナトリウム等	急性毒性： ・飲み込むと有毒 ・眼刺激 ・アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ 慢性毒性： ・遺伝性疾患のおそれの疑い ・発がんのおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・血液系 腎臓 皮膚 中枢神経系の障害のおそれ ・長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害
ジエチル水銀 C ₄ H ₁₀ Hg	急性毒性： ・引火性の高い液体及び蒸気 ・飲み込むと有毒（経口） ・吸入すると生命に危険（蒸気）